

平成三十年経済産業省令第四十一号

中小企業等経営強化法第四十三条第一項に規定する情報処理支援業務を行う者の認定等に関する命令

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十八条第一項、第三項及び第四項、第四十二条において読み替えて準用する第二十七条第三号及び第二十九条並びに第四十二条において準用する第二十八条第二項において準用する第二十六条第一項、第三項及び第四項並びに第二十七条第三号並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三十三条第一項の規定に基づき、並びに中小企業等経営強化法を実施するため、中小企業等経営強化法第三十八条第一項に規定する情報処理支援業務を行う者の認定等に関する命令を次のように定める。

（定義）

第一条 この命令において使用する用語は、中小企業等経営強化法（以下「法」という。）及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）において使用する用語の例による。

（認定情報処理支援機関）

第二条 経済産業大臣は、法第四十三条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。

- 一 基本方針に適合すると認められること。
- 二 次のいずれにも適合していると認められること（法人にあつては、その人的構成に照らして、次のいずれにも適合していると認められること。）。

イ ソフトウェア又は情報処理サービスの提供実績又は十者以上の中小企業等に対するソフトウェア又は情報処理サービスの提供実績を有していること。

- ロ 三年以上のソフトウェア又は情報処理サービスの提供実績又は十者以上の中小企業等に対するソフトウェア又は情報処理サービスの提供実績を有していること。
- 法第四十三条第三項の規定により同条第一項の認定を受けようとする者は、様式第一による申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

（事前届出）

第三条 法に規定する手続を電子情報処理組織を使用して行おうとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ中小企業庁経営支援部経営支援課長（以下「経営支援課長」という。）に届け出なければならない。

一 名称、事務所の所在地及び代表者の氏名

二 連絡担当者の氏名及び連絡先その他必要な事項

- 2 経営支援課長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、識別符号を通知するものとする。

- 3 第一項の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経営支援課長に届け出なければならない。

（名称等の変更の届出）

第四条 認定情報処理支援機関は、法第四十三条第四項の規定による届出をするときは、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行う者は、経済産業大臣の定めるところにより、経済産業大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルに、法第四十三条第四項の規定により届出すべき事項を当該届出を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、当該手続を行わなければならない。

（軽微な変更）

第五条 法第四十三条第四項の経済産業省令で定める軽微な変更は、連絡担当者の役職の変更とする。

（心身の故障により情報処理支援業務を適正に行うことができない者）

第六条 法第四十七条において読み替えて準用する法第三十二条第三号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により情報処理支援業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（心身障害の届出）

第七条 認定情報処理支援機関（その者が法人である場合にあつては、その役員。以下この条において同じ。）又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該認定情報処理支援機関が精神の機能の障害を有する状態となり認定情報処理支援機関の業務の継続が著しく困難となつたときは、経済産業大臣にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

（認定の更新）

第八条 認定情報処理支援機関は、法第四十七条において読み替えて準用する法第三十三条第一項の認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の三十日前までに、様式第一による更新申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 第二項第一項の規定は、前項に規定する認定の更新について準用する。この場合において、「第四十三条第一項」とあるのは、「第四十七条において準用する法第三十三条第二項において準用する法第三十一条第一項」と読み替えるものとする。

（廃止の届出）

第九条 情報処理支援機関は、法第四十七条において読み替えて準用する法第三十四条の規定による届出をするときは、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

2 第四項第二項の規定は、前項の届出に準用する。

（電子情報処理組織による申請等）

第十条 経済産業大臣は、第二項第二項の申請及び第八条の更新の申請の手続（次項において「申請等の手続」という。）については、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

2 第四条第二項の規定は、申請等の手続に準用する。

附 則

この命令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

附 則 （令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和元年七月二二日経済産業省令第二三号）

この命令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

附 則 （令和元年二月一三日経済産業省令第四九号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 （令和二年九月一六日経済産業省令第七五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

附 則 （令和三年七月三〇日経済産業省令第六五号） 抄

1 この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

附 則 （令和五年九月二二日経済産業省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

様式第1（第2条第2項関係及び第8条関係）（令元経産令17・令元経産令23・令2経産
令75・令3経産令65・一部改正）

年 月 日

経済産業大臣 名 殿

法人番号
住 所
氏 名

認 定（更 新）申 請 書

中小企業等経営強化法第43条第3項（同法第47条において読み替えて準用する同法第33条第1項）の規定に基づき、認定（更新）を受けたいので、下記について申請いたします。

この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

- 1 事務所の所在地
- 2 情報処理支援業務に関する事項
 - 一 情報処理支援業務の内容
 - 二 情報処理支援業務の実施体制

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、住所及び氏名は、法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 2 個人事業主の場合には法人番号の記載は不要。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 4 申請書に記載された事務所の所在地（1.）、情報処理支援業務の内容（2.一(1)～(5)及び別紙）の情報はホームページ等で公表されるとともに、第三者により当該情報が二次利用される場合がある。

1. 事務所の所在地

--

2. 情報処理支援業務に関する事項

一 情報処理支援業務の内容

(1) 申請者における中小企業等の導入及び生産性向上の支援実績

ソフトウェア又はクラウドサービス（以下、「サービス等」という。）を提供した事業者数の実績	☐ 1～9社 ☐ 10社～99社 ☐ 100社以上
対応業種 （支援先企業の業種）	☐ 全業種 ☐ 医療 ☐ 飲食・サービス ☐ 介護 ☐ 宿泊 ☐ 保育 ☐ 卸・小売 ☐ 製造

	☐ 運輸 ☐ その他
業種別の支援実績 (支援先企業の業種)	☐ 飲食・サービス ☐ 介護 ☐ 宿泊 ☐ 保育 ☐ 卸・小売 ☐ 製造 ☐ 運輸 ☐ その他 ☐ 医療
従業員数別の支援実績 (支援先企業の規模)	☐ 5名以下 ☐ 6～20名 ☐ 21～50名 ☐ 51～100名 ☐ 101名以上
サービス等導入後の中小企業の効果を把握する体制を有している	☐ はい ☐ いいえ (「はい」の場合) 導入後の中小企業の効果を把握する体制の概要：
生産性向上効果の支援実績	

備考

- 業種別の支援実績は最大3つまで選択すること。
- 従業員数別の支援実績は実績が最も多い規模を選択すること。

(2) 申請者におけるセキュリティ対策

自社の基本的な対策、ユーザー対応窓口及びセキュリティインシデント発生時の連絡体制が明記された情報セキュリティ基本方針が公開されている	☐ はい ☐ いいえ
SOFTWARE ISAC、JPCERT/CC、その他セキュリティ向上活動により外部から脆弱性情報の提供を受ける体制があり、PSIRT、CSIRT等の迅速に対応するための社内体制がある	☐ はい ☐ いいえ
情報セキュリティマニュアルが策定されている	☐ はい ☐ いいえ
定期的に情報セキュリティ教育を行っている	☐ はい ☐ いいえ
従業員との間で機密保持または守秘義務条項を含む契約を締結している	☐ はい ☐ いいえ
業務情報が記録された媒体や機器を破棄する時やリース会社・レンタル会社に返却を行うときは、業務情報の抹消を行っている	☐ はい ☐ いいえ

従業員の退職時は即時にアクセス権を削除している	☐ はい ☐ いいえ
事件・事故発生時（提供製品のバグ・脆弱性の発覚を含む。）の責任体制と対応手順が確立されている	☐ はい ☐ いいえ
委託先、再委託先等に対して、委託元（当該企業）の社内規定に基づき、または、委託内容に応じて、セキュリティ対策の実施等について契約で定めている	☐ はい ☐ いいえ
定期的なリスク評価（脆弱性診断・ペネトレーテスト等）を受けている	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当
情報処理安全確保支援士（R I S S）の資格保有者数	名
委託元から預かるデータ（個人情報を含む。）の管理方法（格納場所、バックアップ、サービス終了時のデータ廃棄等）に関する規定を開示している	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当
利用者のデータを2次利用する場合、その目的、データの範囲、匿名処理を実施するかについて利用者に対して明らかにしている	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当
将来損失が発生する可能性があるような損害賠償訴訟を受けている	☐ はい ☐ いいえ

(3) サービス等に関する第三者認証の取得状況

提供しているサービス等に関する第三者認証（※）を取得している ※例：ISO 27017、ISMS、Pマーク、PSQ等	☐ はい ☐ いいえ （「はい」の場合） 第三者認証の種類： （「いいえ」の場合） 取組状況：
---	--

(4) 相談受付窓口

電話窓口	電話番号： 受付時間：
メール窓口	メールアドレス：
Web窓口	URL：

(5) サービス等の数

中小企業等に提供するサービス等の数	件
-------------------	---

備考

- 1 中小企業等に提供するサービス等についてそれぞれ別紙を作成し、添付すること。

二 情報処理支援業務の実施体制

(1) 管理組織、人的配置等

代表者名	
連絡担当者部署	
連絡担当者役職	
連絡担当者名	
連絡担当者電話番号	
連絡担当者メールアドレス	

当社（私）は、長期間にわたり継続的に支援業務を実施するために必要な組織体制を有していることを宣誓いたします。

(2) 財務状況の健全性

	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
売上高			
経常利益			
当期純利益			
純資産			

(3) 欠格条項の非該当

当社（私）は、中小企業等経営強化法第32条各号のいずれにも該当しない者であることを宣誓いたします。

(別紙)

サービス等名称	
サービス等の概要	
サービス等の分類	☐ 予約 ☐ 人事シフト ☐ コミュニケーション ☐ 受発注 ☐ 販売・店頭 ☐ 財務・会計 ☐ 決済 ☐ 給与 ☐ 顧客管理 ☐ その他 ☐ 原価管理・業務管理
サービス等提供年数	年

ユーザー事例を公開している	☐ はい ☐ いいえ
稼働率の設定	☐ () %の稼働率保証を公開している ☐ () %の稼働率目標を公開している ☐ 稼働率の設定を公開していない ☐ パッケージソフトのため非該当
稼働率保証を公開している場合、保証する稼働率を下回るようなサービス停止があった際の補償内容及び補償を受ける手続を公開している	☐ はい ☐ いいえ ☐ 稼働率保証を公開していないため非該当
計画的サービス停止の事前告知期間	☐ () 日以上前 ☐ () 週間以上前
サービス等に登録された利用者のデータについて、解約時に利用者がCSVなどの一般的な形式でデータを取得できる仕組みを用意し、取得可能なデータの範囲を明示しているか	☐ はい ☐ いいえ
データのインポート／エクスポートの仕様又はAPIを開示している	☐ はい ☐ いいえ
個別システム名が開示されているデータ連携サービス等数	件

備考

- 1 サービス等の概要は140字以内に収めること（URLを記載しても良い。）。